

企業立地促進法に基づく支援措置

企業立地促進法に基づく基本計画に定めた業種の企業が「企業立地計画」を策定し県の承認を受けると、新規立地や増設に伴う設備投資について、一定の要件の下で特別償却制度や地方税の軽減措置など税制上の支援措置を受けることができます。また市町村条例により工場立地法に基づく準則を定めた場合、緩和された緑地率が適用されるなど工場敷地の有効活用が可能となり、より立地しやすい環境整備が図られることとなります。

このほか集積区域の人材育成・確保のための支援策もあります。

	支援措置	内 容
税制措置	設備投資減税	○企業立地計画の承認を受けた事業者が行う設備投資について一定の要件の下に特別償却が認められます。 ○対象業種 ア.国内外の厳しい競争条件の下にある業種 イ.農林漁業関連業種 ○特別償却 機械15% 建物8%
	地方税減免等	○企業立地計画の承認を受けた事業者が行う設備投資に関して、一定の要件の下に新たに取得した不動産に係る地方税(不動産取得税、固定資産税)の課税免除や不均一課税の措置を受けることができます。
規制緩和	工場立地法の特例	○市町村が条例を制定することにより工場敷地に占める緑地の割合を緩和することができ、工場敷地の有効活用が図れます。
金融支援	低利融資	○政府系金融機関による中小企業向けの低利融資が利用できます。

■ 設備投資減税について

企業立地促進法に基づく「企業立地計画」の承認を受けた事業者が行う設備投資について税制上の措置が講じられます。

措置の内容	特別償却 償却率 機械15% 建物8%
対象業種	ア. 国内外の厳しい競争条件の下にある業種 繊維工業(炭素繊維製造業を除く)、化学工業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業(武器製造業を除く)、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業
	イ. 農林漁業関連業種 食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、各種商品卸売業、飲食品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業
設備の要件	①企業立地計画に従い取得した機械装置、建物 ②機械装置については一台又は一基の取得価格が1000万円以上(イの業種は500万円以上) かつ対象設備の取得等に要する総投資額が3億円以上(イの業種は4000万円以上) ③建物等については取得価格の合計額が5億円以上(イの業種は5000万円以上) ④事業の高度化に資する設備

■ 地方税課税免除等について

基本計画の集積区域内において県知事の承認を受けた立地計画に基づいて一定の要件の土地や施設（建物や構築物）を設置した場合、不動産取得税や固定資産税の課税免除や不均一課税を受けることができます。

業 種		取 得 価 額
取得価額の基準	製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、自然科学研究所	2億円超
	●製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業 ●卸売業のうち各種商品卸売業、飲食品卸売業、木材・竹材卸売業、農業用機械器具卸売業、家具・建具卸売業	5000万円超
対象不動産	<input type="checkbox"/> 基本計画の同意日から5年以内に取得した対象施設の用に供する家屋（事務所は除きます） 又はその敷地である土地であって1年以内に家屋の建築に着手した施設 <input type="checkbox"/> 課税免除等の対象施設は当該業種の用に供する家屋等やその垂直投影部分の土地に限られます。	

※県知事による企業立地計画の承認後に取得（建物については建築の着手）された施設が対象です。

※固定資産税の課税免除等を受けることができるのは全ての市町村ではありませんのでご注意ください。

※課税免除等の措置を受けるには別に県税部、市町村税務担当部署への申請が必要となります。（不動産取得税の場合は対象不動産所得後60日までが申請期限となります。）

■ 工場立地法の特例について

市町村が企業立地促進法に基づく基本計画において「企業立地重点促進区域」を定め、工場立地法の特例として国の準則に代えて緑地面積率や環境施設面積率を条例で定めることができるようになりました。

■ 金融支援について

企業立地促進法に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」又は「事業高度化計画」に従って企業立地又は事業高度化計画への取組みを行う方を対象に、政府系金融機関を窓口として、低い金利で設備資金や運転資金の融資を受ける事ができます。（融資にあたっては金融機関による審査があります）